

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 10 月 28 日 (金) 第 358 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更 (※) (自然保護課取扱い) 2
- 鳥獣保護区の存続期間の更新 (※) (自然保護課取扱い) 3
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定 (※) (自然保護課取扱い) 3
- 特定猟具使用禁止区域の指定 (※) (自然保護課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第767号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第7項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

令和 4 年 10 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
大口鶴田鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）	伊佐市大口針持地内における川内川左岸と伊佐市とさつま町との境界線との交点を起点とし、同点から伊佐市曾木字屋敷団地内における作業道と伊佐市とさつま町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から北薩森林管理署国有林48林班とさつま町（旧薩摩町）民有林14林班及び同民有林13林班の区域との境界線を同境界線とさつま町内旧薩摩町と旧鶴田町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国有林47林班、同国有林45林班及び同国有林44林班の区域とさつま町（旧鶴田町）民有林85林班及び同国有林43林班の区域との境界線を同境界線とさつま町道鶴田ダム線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道平江線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町鶴田ダム1、2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道平江キャンプ場線とのさつま町神子打込地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道とさつま町道鶴田ダム1、2号線とのさつま町神子杉之元地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と冷水トンネルとの交点方向へ進み同点に至り、同点から同トンネルを同トンネルと同国有林内冷水林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と同国有林内先八重林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と伊佐市道先八重線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国有林2002林	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日 まで

班及び同国有林2001林班の区域との境界線を同境界線と辺母木川との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸側を同川と川内川との交点方向へ進み同点に至り、同点から同河川右岸側を伊佐市道下殿線と堤防道路の交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と伊佐市道針牟田・川西線の終点とを結ぶ直線を同河川左岸方向へ進み同点に至り、同点から同河川左岸側を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
--

鹿児島県告示第768号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し、その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

令和 4 年 10 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
西桜島鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）	鹿児島市桜島白浜地内における海岸線と鹿児島市桜島白浜町と鹿児島市高免町との境界線との交点を起点とし、同点から同境界線を同境界線上に設置してある西桜島鳥獣保護区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と鹿児島市道白浜線の終点とを結ぶ直線を同市道の終点方向へ進み同終点に至り、同終点から同市道を同市道と鹿児島市道深道線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道五本松二号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道紫原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道横グルス線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道中尾山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道西元線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道小中金床線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道絵袋中津野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道東原長谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道小池登山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道春田山線の終点との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道小池登山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道矢崎中土手線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道224号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と鹿児島市赤水町と鹿児島市野尻町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11月 1 日 から令和 14年10月 31日まで
丸木浜鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもつ	南さつま市坊津町久志地内における南さつま市道田崎線と国道226号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と南さつま市坊津町久志字丸木越1533番1から1510番に至る里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と南さつま市坊津町久志字麻畑1510番と白地との境界線との	令和 4 年 11月 1 日 から令和 14年10月 31日まで

て設定)	交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と海岸線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を海岸線と南さつま市道田崎線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
------	--

鹿児島県告示第769号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

令和 4 年10月28日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	存 続 期 間
三島鳥獣保護区（昭和57年 9 月 1 日鹿児島県告示第1383号をもって設定）	令和 4 年11月 1 日から 令和14年10月31日まで
加世田鳥獣保護区（昭和37年10月 1 日鹿児島県告示第779号をもって設定）	令和 4 年11月 1 日から 令和14年10月31日まで
天神鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）	令和 4 年11月 1 日から 令和14年10月31日まで
戸柱番所鳥獣保護区（昭和47年10月30日鹿児島県告示第1197号をもって設定）	令和 4 年11月 1 日から 令和14年10月31日まで
丸尾鳥獣保護区（平成 4 年10月30日鹿児島県告示第1987号をもって設定）	令和 4 年11月 1 日から 令和14年10月31日まで
佐多岬鳥獣保護区（昭和57年 9 月 1 日鹿児島県告示第1383号をもって設定）	令和 4 年11月 1 日から 令和14年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	令和 4 年11月 1 日から 令和 5 年10月31日まで

鹿児島県告示第770号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、佐多岬鳥獣保護区（昭和57年 9 月 1 日鹿児島県告示第1383号をもって設定）の区域内に次のとおり特別保護地区を指定する。

令和 4 年10月28日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間
佐多岬鳥獣保護区特別保護地区	肝属郡南大隅町佐多馬籠地内における大隅森林管理署国有林3132林班と南大隅町（旧佐多町）民有林50林班との境界線と佐多岬ロードパークとの北側の交点を起点とし、同点から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と同国有林3132林班か小班，同林班わ小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林3132林班か小班と同林班わ小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同点と批榔島の小平瀬東端，ツブキ東端及び女瀬南端，大輪島の黒瀬東端及びセジリ南端，タツキリ西端，めがね横瀬西端並びに角崎西端とを順次に直線で結んだ線を角崎西端方向へ進み同西端に至り，同西端から海岸線を海岸線上に設置してある佐多	令和 4 年 11月 1 日 から令和 14年10月 31日まで

<p>岬鳥獣保護区特別保護地区 1 号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区 2 号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>

鹿児島県告示第771号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和 4 年 10 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
高野原特定 猟具使用禁 止区域	鹿児島市喜入町における鹿児島市道国道役場線と県道知覧喜入線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と J R 指宿枕崎線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同 J R 線を同 J R 線と愛宕川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と国道226号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と鹿児島市道国道役場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器
賦合特定猟 具使用禁止 区域	鹿児島市郡山町郡山地内における国道328号と県道伊集院蒲生溝辺線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と鹿児島市道向江谷・賦合線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と市道川田・賦合線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と市道賦合・小山田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道328号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器
吹上浜特定 猟具使用禁 止区域	日置市吹上町今田地内における日置市道中原花熟里線と日置市道今田瀉線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と日置市道今田瀉・入来浜線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊作川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を海岸線と小野川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸と日置市道花熟里松瀉線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と日置市道花熟里松瀉線の終点との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と一般地方道加世田日吉自転車道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同自転車道を同	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器

	自転車道と日置市道中原花熟里線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
魚見岳特定 猟具使用禁 止区域	指宿市西方地内における指宿市道大園原下吹越線と県道下里湊・宮ヶ浜線との交点を起点とし、同点から同県道を指宿市道魚見校グランド線との指宿市東方地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道古賀線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道大園原下吹越線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器
山川特定猟 具使用禁止 区域	指宿市山川福元地内における指宿市道山川小川線と指宿市道溜池線との交点を起点とし、同点から同市道と指宿市道都市計画 10 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道都市計画 9 号線との指宿市山川朝日町地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道福元磯辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道山川児ヶ水線との指宿市山川福元地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道山川小川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器
高尾野中部 特定猟具使 用禁止区域	出水市高尾野町柴引地内における出水市道下高尾野線と肥薩おれんじ鉄道との交点を起点とし、同点から同鉄道を同鉄道と出水市道西部縦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道下高尾野・麓線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道馬場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器
米ノ津川特 定猟具使用 禁止区域	出水市六月田町地内における国道 447 号と出水市道六月田上村線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と出水市道上村六月田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道 328 号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と国道 3 号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と米ノ津川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸上に設置してある灯台線海上保安庁第 1 号柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と同川右岸上の米ノ津水門とを結ぶ直線を同水門方向へ進み同水門に至り、同水門から同川右岸を同川右岸と国道 3 号との交点方向へ進み	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器

	同点に至り、同点から同国道を同国道と出水市道高柳川 1 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道 447 号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
唐笠木特定 猟具使用禁 止区域	出水市高尾野町唐笠木地内における出水市道中里線と出水市道中央横線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と県道出水高尾野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と出水市道西水流上の原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道中里線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器
寺山牧場特 定猟具使用 禁止区域	薩摩川内市寺山地内における薩摩川内市道平佐・吉野山線と薩摩川内市農道寺山線との交点を起点とし、同点から同農道を同農道の終点方向へ進み同点に至り、同点から同点と平成 24 年時点の森林基本図における（以下、林班を界線とする場合に同じ。）薩摩川内市民有林 150 林班キ準林班、同民有林 162 林班ア準林班及び同林班ウ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林 162 林班イ準林班、同民有林 161 林班ア準林班及び同民有林 162 林班ウ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林 161 林班ア準林班及び同林班ウ準林班の区域と同民有林 161 林班ク準林班、同林班キ準林班及び同民有林 162 林班ウ準林班の区域との境界線を同境界線と薩摩川内市道平佐・吉野山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と同民有林 160 林班オ準林班と同民有林 161 林班キ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同民有林 160 林班オ準林班、同民有林 161 林班キ準林班及び同民有林 167 林班ウ準林班との三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林 160 林班オ準林班と同民有林 167 林班ウ準林班との境界線を同境界線と同林班ウ準林班と同林班イ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市道寺山・米ヶ山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市平佐・吉野山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器
市比野特定 猟具使用禁 止区域	薩摩川内市樋脇町宮元地内における県道串木野樋脇線と県道川内加治木線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と薩摩川内市樋脇町と薩摩川内市入来町の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器

	と薩摩川内市農道第 2 武田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と薩摩川内市道武田鹿子田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道竹山武田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道串木野樋脇線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
藤川天神特定猟具使用禁止区域	薩摩川内市東郷町藤川地内における薩摩川内市東郷町作業路浦川内線と県道阿久根東郷線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道本俣線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市東郷町作業路内平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同作業路を平成 24 年時点の森林基本図における（以下、林班を界線とする場合と同じ。）薩摩川内市東郷町民有林 37 林班と同民有林 38 林班の林班界との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林班界を薩摩川内市東郷町作業路浦川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同作業路を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器
祁答院ゴルフ場特定猟具使用禁止区域	薩摩川内市祁答院町下手地内における県道宮之城加治木線と県道下手山田帖佐線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と県道薩摩祁答院線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道瀧間馬頃尾線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道宮之城加治木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器
川北特定猟具使用禁止区域	伊佐市菱刈大字川北地内における伊佐市林道池田線と伊佐市道山田線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と伊佐市道德辺～湯之尾線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道山田～大山口線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と北薩森林管理署目倉林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を北薩森林管理署 2097 林班い小班と同林班は小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と北薩森林管理署 2097 林班と小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点を起点とする北薩森林管理署 2097 林班と小班内の歩道を同歩道と同林班と小班と獅子間野牧場と境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と獅子間野牧場内牧道（通称牧道 1 号）との交点方向へ進み同点に至り、同点から同牧道を同牧道と伊佐市道湯	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器

	之尾～獅子間野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市林道池田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
蒲生特定猟具使用禁止区域	始良市蒲生町米丸地内における県道浦蒲生線と始良市道山元線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と始良市道湯川原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道漆平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道後田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道鶴田 2 号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道漆平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道伊集院蒲生溝辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と始良市道五反田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市農道第 1 正孝庵原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と始良市道下久徳川東線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道岩迫三池原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道川内加治木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と始良市道関ヶ平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道竜城線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道久末線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道畠田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道堂免線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市農道第 1 堂免線との東側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と始良市道堂免線との西側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道中坪・田口線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道新橋・白男線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道久末線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道川内加治木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と県道伊集院蒲生溝辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と県道浦蒲生線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 4 年 11 月 1 日 から令和 14 年 10 月 31 日まで	銃器